

議案第40号

飯能市税条例等の一部を改正する条例（案）

（飯能市税条例の一部改正）

第1条 飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第46条の3を第46条の4とし、第46条の2を第46条の3とし、第46条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第46条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第1条の4第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第6条の2中第17項を第19項とし、第16項の次に次の2項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

18 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

（飯能市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 飯能市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例」を「飯能市税条例」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 7 1 条第 2 号ア ㊦	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
第 7 1 条第 2 号ア ㊦ a	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
第 7 1 条第 2 号ア ㊦ b	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
附則第 1 2 条第 1 項	第 7 1 条	飯能市税条例の一部 を改正する条例（平成 2 6 年条例第 2 5 号。 以下この条において 「平成 2 6 年改正条 例」という。）附則第 6 条の規定により読み 替えて適用される第 7 1 条
附則第 1 2 条第 1 項の表第 2 号ア ㊦ の項	第 2 号ア ㊦	平成 2 6 年改正条例 附則第 6 条の規定に より読み替えて適用さ れる第 7 1 条第 2 号ア ㊦
	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
附則第 1 2 条第 1 項の表第 2 号ア ㊦ a の項	第 2 号ア ㊦ a	平成 2 6 年改正条例 附則第 6 条の規定に より読み替えて適用さ れる第 7 1 条第 2 号ア ㊦ a
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
附則第 1 2 条第 1 項の表第 2 号ア ㊦	第 2 号ア ㊦ b	平成 2 6 年改正条例 附則第 6 条の規定に

bの項		より読み替えて適用される第71条第2号ア 例 b
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（飯能市税条例附則第1条の4第1項の改正規定に限る。）の規定
定 平成31年1月1日
- (2) 第2条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第1条（飯能市税条例附則第6条の2第17項を同条第19項とし、同条第16項の次に2項を加える改正規定（同条第18項に係る部分に限る。））の規定 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例附則第1条の4第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の飯能市税条例第46条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

平成29年6月9日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<u>（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）</u> <u>第46条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u> <u>2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u> <u>3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u> （固定資産税の税率） <u>第46条の3 省略</u> <u>第46条の4 省略</u> 附 則 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等） 第1条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第	（固定資産税の税率） <u>第46条の2 省略</u> <u>第46条の3 省略</u> 附 則 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等） 第1条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第

16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 2～3 省略 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第6条の2 省略 2～16 省略 <u>17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u> <u>18 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>19 省略</u>	16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 2～3 省略 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第6条の2 省略 2～16 省略 <u>17 省略</u>
--	--

飯能市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後			改正前		
附 則			附 則		
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る飯能市税条例第71条及び附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第71条及び附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第71条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	新条例第71条第2号ア	3,900円	3,100円
第71条第2号ア(ロ)	6,900円	5,500円	新条例第71条第2号ロ	6,900円	5,500円
第71条第2号ア(ハ)	10,800円	7,200円	新条例第71条第2号ハ	10,800円	7,200円
第71条第2号ア(ニ)	3,800円	3,000円	新条例第71条第2号ニ	3,800円	3,000円
第71条第2号ア(ヘ)	5,000円	4,000円	新条例第71条第2号ヘ	5,000円	4,000円
附則第12条第1項	第71条	飯能市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第25号。以下こ	新条例第12条第1項の表以外部分	第71条	飯能市税条例の一部を改正する条例(平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて

		<u>の条において</u> <u>「平成26年</u> <u>改正条例」とい</u> <u>う。）附則第6</u> <u>条の規定によ</u> <u>り読み替えて</u> <u>適用される第</u> <u>71条</u>			<u>適用される第</u> <u>71条</u>
<u>附 則 第</u> <u>1 2 条</u> <u>第 1 項</u> <u>の 表 第</u> <u>2 号 ア</u> <u>(i)の項</u>	<u>第2号ア(i)</u>	<u>平成26年改</u> <u>正条例附則第</u> <u>6条の規定に</u> <u>より読み替え</u> <u>て適用される</u> <u>第71条第2</u> <u>号ア(i)</u>	<u>新 条 例</u> <u>附 則 第</u> <u>1 2 条</u> <u>第 1 項</u> <u>の 表 第</u> <u>2 号 ア</u> <u>の項</u>	<u>第2号ア</u>	<u>平成26年改</u> <u>正条例附則第</u> <u>6条の規定に</u> <u>より読み替え</u> <u>て適用される</u> <u>第71条第2</u> <u>号ア</u>
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
<u>附 則 第</u> <u>1 2 条</u> <u>第 1 項</u> <u>の 表 第</u> <u>2 号 ア</u> <u>(ii) aの項</u>	<u>第2号ア(ii) a</u>	<u>平成26年改</u> <u>正条例附則第</u> <u>6条の規定に</u> <u>より読み替え</u> <u>て適用される</u> <u>第71条第2</u> <u>号ア(ii) a</u>		6,900円	5,500円
	6,900円	5,500円		10,800円	7,200円
<u>附 則 第</u> <u>1 2 条</u> <u>第 1 項</u> <u>の 表 第</u> <u>2 号 ア</u>	<u>第2号ア(ii) b</u>	<u>平成26年改</u> <u>正条例附則第</u> <u>6条の規定に</u> <u>より読み替え</u> <u>て適用される</u>			

<u>例bの項</u>		<u>第71条第2</u>
		<u>号ア例b</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>

(五)

田園住居地域内に建築することができるとする建築物

四 地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗その他の農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く）

五 前号に掲げるもののほか、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く）

六 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く）

別表第三の一の項(欄)中「若しくは第二種中高層住居専用地域」を、「第二種中高層住居専用地域若しくは田園住居地域」に改める。

別表第四の一の項に「第一種低層住居専用地域」を、「第二種低層住居専用地域」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則第二十五条の規定 公布の日

二 第一條中都市綠地法第四條、第三十四條、第三十五條及び第三十七條の改正規定、第二條中都市公園法第三條第二項の改正規定及び同條の次に一條を加える改正規定、第四條中生産綠地法第三條に一項を加える改正規定、同法第八條に一項を加える改正規定、同法第十條の改正規定、同條の次に五條を加える改正規定及び同法第十一條の改正規定並びに第五條及び第六條の規定並びに次條第一項及び第二項並びに附則第三條第二項、第六條、第七條、第十條、第十三條、第十四條、第十八條（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十號）第三十一條第五項第一號の改正規定に限る）、第十九條、第二十條、第二十二條及び第二十三條（國家戰略特別區域法（平成二十五年法律第百七號）第十五條の改正規定に限る。）の規定の日から起算して一年を超えない範圍内において政令で定める日

(都市緑地法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の整理に工事中の特定建築物（第一条の規定による改正前の都市緑地法（以下この条において「旧都市緑地法」という。）第三十五条第六項又は第八項に規定する建築物）に該当する建築物をいう。次項において同じ。）の新築、増築、修繕又は模様替にについては、第一条の規定による改正後の都市緑地法（以下この条において「新都市緑地法」という。）第三十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 特定建築物については、新都市緑地法第三十七条の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行後（前項の特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）に新築又は増築（当該新築又は増築をした特定建築物の維持保全を含む）について適用し、同号に掲げる規定の施行前にした新築又は増築（当該新築又は増築をした特定建築物の維持保全を含む）については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定されている緑地管理機構（旧都市緑地法第六十九条第一号イからハまでのいずれかに掲げる業務を行うものに限る。次項において「旧機構」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新都市緑地法第六十九条第一項の規定によりその住所地の市町村長から指定された緑地保全・緑化推進法人（次項において「新法人」という。）とみなす。

4 この法律の施行の際現に効力を有する旧都市緑地法第六十八條第二項若しくは第四項若しくは第七十一條の規定により都道府県知事が行った命令その他の行為又は現に旧都市緑地法第六十八條第一項若しくは第三項の規定により都道府県知事に対して行つて行つてゐる指定の申請その他の行為であつて旧機械に係るもののうち、新都市緑地法第六十九條又は第七十二條の規定により市町村長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により新法人の住所地の市町村長が行つた命令その他の行為又は当該市町村長に対して行つた指定の申請その他の行為とみなす。

(生産緑地法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 施行日前に行われた第四條の規定による改正前の生産緑地法第八條第一項の許可の申請は、第四條の現行によつて改正された第四條の規定による改正前の生産緑地法第八條第一項の許可の申請は、

許可の申請とみなす。

2 新生産緑地法第十条から第十條の六までの規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に都市計画に定められている生産緑地地区に係る生産緑地についても適用する。

(罰則に関する経過措置)
第四条 施行日前のこの法令が対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討) 第四條 於今日前にした行爲に文で田賦の近月については、於今日前の例にさへ

第五条 政府はこの法律の施行後五年を経過した場合において、第一条、第二条及び第四条から第六条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(皇太子告御法の一部改正)

第六條 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号中「第二種中高層住居専用地域」の下に「田園住居地域」を加える（土地収用法及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改

正
第七案 次ニ屬する去事の規定中「又は準主語也成」を「準主語也成又は田蜀主語也成」ニ改める。

一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条第三十号

二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第五條第一項第五号イ

（自衛隊法の一部改正）
 第八条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百十五條の十三第三項中「第七條各号に掲げる工作物」を「第七條第一項各号に掲げる工作物」とする。

その他の物件又は施設又は同条第二項に規定する社会福祉施設に「工作物」を「工作物」その他の物件又は施設に改める。

（駐車場法等の一部改正）
第九條 次に掲げる法律の規定中「第七條」を「第七條第二項」に改める。

一 駐車場法(昭和三十三年法律第百六号) 第十七条第一項

二 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第六十二号）第十七条第三項
三 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第十一条第三項及

び第十六条第三項
(新住宅市街地開発法の一部改正)

第十条 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條の二 第四号中「準仕居地域」の下に「田園仕居地域」を加える

（首都圏近郊緑地保全法の一部改正）

第十一条 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一十号）の一部を次のように改正する。

[illegible]

第九十項中「新地管理機構」を「新地保全・新地推進法人」に、「春風矢野」を「市町村」に已ぬる。

第九條及び第十條中「都県知事」を「市町村長」に改める。

第十一條中「都県知事」を「市町村長」に改める。

(抜粋)

都市緑地法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十六号

都市緑地法等の一部を改正する法律

(都市緑地法の一部改正)

第一条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第六章 市民緑地(第五十五条―第五十九条)
第七節 緑地整備計画の認定(第六十条―第六十七条)
第七節 緑地整備計画の認定(第六十条―第六十七条)
第七節 緑地整備計画の認定(第六十条―第六十七条)

第六章 市民緑地(第五十五条―第五十九条)
第七節 緑地整備計画の認定(第六十条―第六十七条)
第七節 緑地整備計画の認定(第六十条―第六十七条)

第六章 市民緑地(第五十五条―第五十九条)
第七節 緑地整備計画の認定(第六十条―第六十七条)
第七節 緑地整備計画の認定(第六十条―第六十七条)

約(第五十五条―第五十九条)
管理計画の認定(第六十条―第六十八条)
管理計画の認定(第六十条―第六十八条)

五条
六条―第八十条

第三条 第一項中「類する土地」の下に「農地であるものを含む。」を加える。

第四条の見出しを削り、同条第二項第三号中「以下」を「第五項において」に改め、「整備」の下に「及び管理」を加え、「保全すべき緑地の確保」を「緑地の保全」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「及び特別緑地保全地区」を「特別緑地保全地区及び生産緑地地区」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区(次号において単に「生産緑地地区」という)内の緑地の保全に関する事項

第四条第五項中「整備」の下に「及び管理」を加える。

第八条 第一項中「この条」の下に「及び第六章第二節」を加える。

第十七条第二項中「第六十八号第一項」を「第六十九号第一項」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に、「第六十九号第一号」を「第七十号第一号」に改め、同条第三項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に改める。

第十八条中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に改める。

第二十四条 第一項中「第六十八号第一項」を「第六十九号第一項」に、「緑地管理機構(第六十九号第一号)」を「緑地保全・緑地推進法人(第七十号第一号)」に改め、「この節において」を削り、同条第四項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に改め、同条第五項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に、「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第二十五条及び第二十六条中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第二十七条中「都道府県知事」を「市町村長」に、「都道府県」を「市町村」に改める。

第三十条中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に、「第六十八号第一項」を「第六十九号第一項」に改める。

第三十四条第二項中「及び第七章」を削り、同条第三項中「次の各号に掲げる数値のいずれをも」を「十分の二・五を」に改め、同項各号を削る。

第三十五条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項第三号中「がけ地」を「崖地」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項及び第六項を削り、同条第七項中「第二項又は前項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項及び第九項を削る。

第三十七条 第一項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第五十五条 第一項中「第六十八号第一項」を「第六十九号第一項」に、「緑地管理機構(第六十九号第一号)」を「緑地保全・緑地推進法人(第七十号第一号)」に改め、「この条において」及び「この項において」を削り、同条第二項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に、「第四号第二項第五号」を「第四号第二項第六号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改め、同条第三項中「緑地保全計画」の下に「第六十一号第一項第六号において同じ。」を加え、同条第五項第一号中「この条及び第五十八号第一項において」、「この条及び第五十八号第二項において」及び「この条において」を削り、同項第二号中「第八項」を「第八号第二号」に改め、同条第七項及び第九項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に改め、第六章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 市民緑地契約

第五十七条 及び第五十九条中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に改める。

第六十条の見出しを「市民緑地設置管理計画の認定」に改め、同条第一項中「第四号第二項第七号」を「第四号第二項第八号」に、「建築物の敷地内において緑地施設を整備しよう」を「土地等に市民緑地を設置し、これを管理しよう」に、「緑地施設の整備」を「市民緑地の設置及び管理」に、「緑地施設整備計画」を「市民緑地設置管理計画」に改め、同条第二項中「緑地施設整備計画」を「市民緑地設置管理計画」に改め、同項各号を次のように改める。

一 市民緑地を設置する土地等の区域及びその面積

二 市民緑地を設置するに当たり整備する次に掲げる施設の概要、規模及び配置

イ 緑地施設

ロ 園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設

ハ 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設

三 市民緑地の管理の方法

四 市民緑地の管理期間

五 市民緑地の設置及び管理の資金計画

六 その他国土交通省令で定める事項

第六十一条の見出しを「市民緑地設置管理計画の認定基準等」に改め、同条第一項中「前条第一項」の下に「規定による」を加え、「緑地施設整備計画」を「市民緑地設置管理計画」に改め、「基準」の下に「当該市民緑地設置管理計画が町村の区域内における市民緑地の設置及び管理に係るものである場合にあっては、第八号に掲げる基準を除く。」を加え、「緑地施設整備計画の認定」を「その認定」に改め、同項第五号中「緑地施設整備計画」を「市民緑地設置管理計画」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号を削り、同項第三号中「緑地施設整備計画」を「市民緑地設置管理計画」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「緑地施設(植栽、花壇その他の国土交通省令で定める部分に限る)の面積の建築物の敷地面積」を「市民緑地を設置するに当たり整備する緑地施設の面積の前身に規定する面積」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 市民緑地の管理の方法が、市民緑地の管理が適切に行われるために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

五 市民緑地の管理期間が、一年以上で国土交通省令で定める期間以上であること。

第十三項	事業年度(法人税法第八十条第五項又は第四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む)		事業年度(法人税法第八十条又は第四十四条の十三)	
	同法第八十条又は第四十四条の十三		所得税法等改正法附則第二十二條の規定により読み替えられた新法人税法第八十条第五項において準用する同条第一項又は所得税法等改正法附則第二十九條の規定により読み替えられた新法人税法第四十四条の十三第十一項において準用する同条第一項	
第十三項第二号	(同法)		(法人税法)	
	法人税法第四十四条の十三(第一項第一号)		所得税法等改正法附則第二十九條の規定により読み替えられた新法人税法第四十四条の十三第十一項において準用する同条第一項(第一号)	
第十五項	同法第四百四十四條の十三(第一項第二号)		所得税法等改正法附則第二十九條の規定により読み替えられた新法人税法第四百四十四條の十三第十一項において準用する同条第一項(第二号)	
	連結事業年度(同法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む)		連結事業年度	
第十六項	連結事業年度(法人税法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む)		連結事業年度(連結事業年度)	

11 新法第三百二十一條の十二第二項及び第四項並びに第三百二十六條第一項及び第三項の規定は、平成二十九年一月一日以後に新法第三百二十一條の十二第二項又は第三百二十六條第一項に規定する納期限が到来する法人の市町村民税に係る延滞金について適用する。

12 新法附則第八條の二の二第八項及び第十一項の規定は、法人が施行日以後に提出する新法第三百二十一條の八第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書若しくは新法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に係る法人の市町村民税又は施行日以後にされる新法第三百二十一條の十一第一項若しくは第三項の規定による更正(施行日前に提出された旧法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に係るものを除く。以下この項において同じ)に係る事業年度分の法人の市町村民税若しくは施行日以後にされる新法第三百二十一條の十一第一項若しくは第三項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の市町村民税若しくは施行日以前にされた同条第一項若しくは第三項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十六条 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第二十八項から第三十項までの規定は、平成三十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九條の三の三第一項の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した同項に規定する震災等(次項及び第六項において「震災等」という)により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成二十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日以前に発生した旧法第三百四十九條の三の三第一項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十九條の三の四及び附則第十五條の三の二の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した震災等に係る新法第三百四十九條の三の四に規定する償却資産に対して課する平成二十九年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新法第三百五十二條第二項及び第三項の規定は、平成二十九年一月二日以後に新築された同条第二項に規定する居住用超高層建築物(施行日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。)に対して課する平成三十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日二日前に新築された地方税法第三百四十一條第十二号に規定する区分所有に係る家屋(以下この項において「区分所有に係る家屋」という)及び同日以後に新築された区分所有に係る家屋(施行日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百五十二條の三及び附則第十五條の十一の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した震災等に係る新法第三百五十二條の三に規定する家屋に対して課する平成二十九年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成三十三年法律第八十三号)の施行の日の翌日から平成二十九年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第十一項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成二十六年四月一日から平成二十八年九月三十日までの間に取得された旧法附則第十五條第二十七項に規定する基準適合表示車に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成二十五年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に締結された旧法附則第十五條第三十六項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十二号)の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第三十九項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第四十項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十八号)の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間(以下この項において「旧適用期間」という)に旧法附則第十五條第四十六項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という)が取得(同条第四十六項に規定する取得をいう。以下この項において同じ)をした同条第四十六項に規定する経営力向上設備等に該当する機械及び装置(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という)に係る契約により機械及び装置を引き渡して使用させる事業を行う者が旧適用期間に取得をした同条第四十六項に規定する経営力向上設備等に該当する機械及び装置を、旧適用期間にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械及び装置を含む)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第十二条 三十年新法の規定中自動車取得税に関する部分は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第十三条 新法附則第十二条の二の七第五項から第七項までの規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日以前の軽油の譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 道府県知事は、納付すべき自動車税(平成二十八年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを地方税法第百四十九条の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の所有者以外の者(以下この項及び次項において「第三者」という。)にあるときは、同法第十三条第一項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。)以下この項及び次項において同じ。)に対し、当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定(同法第百五十二條から第百五十四條までの規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

4 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(市町村民税に関する経過措置)

第十五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十九年年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第百三十四條の三第一項、第百三十四條の六、第百三十四條の七第一項及び第二項並びに第百三十七條の二並びに附則第五條第三項、第五條の四の二第六項及び第九項、第五條の五第二項第六條第五項(第一号に係る部分に限る。)、第三十三條の二第五項、第三十三條の三第五項(第一号に係る部分に限る。)、第三十四條第四項、第三十四條の二第四項(各号に係る部分に限る。)、第三十四條の三第三項、第三十五條第五項及び第七項、第三十五條の二第五項、第三十五條の二の二第五項、第三十五條の四第四項並びに第四十五條第六項の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第百三十一條の七の十二第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に同項の申請が行われる場合について適用する。

4 新法第百三十一條の七の十三の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に新法第百三十一條の七の十二第一項の申立てが行われる場合について適用する。

5 新法附則第四條第一項(第一号に係る部分に限る。及び第十四項の規定は、市町村民税の納税義務者の同号に規定する特定譲渡の日)の属する年の翌年十二月三十一日が施行日以後である同号に規定する特定譲渡の日)の属する年の翌年十二月三十一日が施行日以前である同号に規定する買換資産については、なお従前の例による。

6 新法附則第三十四條の二第九項の規定は、市町村民税の納税義務者の同項に規定する予定期間の末日が施行日以後である同条第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日以前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

8 新法第百九十二條第二項(第四号中新組特別措置法第四十二條の十一の二及び第四十二條の十一の三の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。及び附則第八條第五項(新法第百九十二條第一項の規定に係る部分に限る。))の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

9 新法第百九十二條第一項(第四号の三中新組特別措置法第六十八條の十四の三の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。及び附則第八條第六項(新法第百九十二條第一項の規定に係る部分に限る。))の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

10 法人又は連結親法人若しくは連結子法人が、施行日前一年以内に終了した事業年度又は連結事業年度の所得又は連結所得に対する法人税につき、所得税法等改正法附則第二十二條の規定により読み替えて適用される新法人税法第八十條第五項において準用する同条第一項、所得税法等改正法附則第二十六條の規定により読み替えて適用される新法人税法第八十一條の三十一第五項において準用する同条第一項又は所得税法等改正法附則第二十九條の規定により読み替えて適用される新法人税法第百四十四條の十三第十一項において準用する同条第一項の規定により法人税の還付を受けた場合には、新法人税法第八十條、第八十一條の三十一又は第百四十四條の十三の規定により法人税の還付を受けたものとみなして、新法第百三十一條の八第二項、第十三項、第十五項又は第十六項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二項	事業年度(同法第八十條第五項又は第百四十四條の十三第十一項に規定する中間期間を含む。)	事業年度
		所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。)
第十二項第一号	法人税法第八十條	所得税法等改正法附則第二十二條の規定により読み替へられた新法人税法第八十條第五項において準用する同条第一項
第十二項第二号及び第三号	法人税法第百四十四條の十三	所得税法等改正法附則第二十九條の規定により読み替へられた新法人税法第百四十四條の十三第十一項において準用する同条第一項
同法	法人税法第百四十四條の十三	法人税法

三 第一条中地方税法第十一条の二、第三十五条第一項、第三十七條、第三十七條の二第一項及び第二項、第七十二條の五十七の二第二項、第七十二條の五十七の三第一項から第三項まで、第三百十四條の三第一項、第三百十四條の六、第三百十四條の七第一項及び第二項、第三百二十一條の七の十二第一項、第三百二十一條の七の十三並びに第七百三十七條第一項及び第二項の改正規定並びに同条の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第五條第一項及び第三項、第五條の四第一項第二号八及び第六項第二号八、第五條の四の二、第五條の五、第六條第二項第一号及び第五項第一号、第二十九條の七第一項、第三十一條の四第一項、第三十三條の二第一項及び第五項、第三十三條の三第一項第一号及び第五項第一号、第三十四條第一項及び第四項、第三十四條の二第一項及び第五項、第三十五條の二第一項及び第五項、第三十五條の三第一項及び第三項、第三十五條の四第一項及び第四項並びに第四十五條第三項及び第六項の改正規定並びに次条並びに附則第五條第二項、第七條第八項及び第九項、第十五條第二項から第四項まで、第三十一條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十三年法律第四十四号）第八條第二項、第九條、第七項及び第九項の改正規定に限る。）、第三十三條第一項及び第三項、第三十七條（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三條の二の二第四項、第六項、第十項及び第十二項の改正規定に限る。）並びに第三十九條第一項及び第三項の規定 平成三十年一月一日

四 第二条（次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三條、第四條、第十條、第十二條、第二十條、第二十四條から第三十條まで、第三十二條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第一項、第十二條第四項及び第十六條第一項の改正規定に限る。）、第三十五條、第三十六條、第三十八條（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の二第三項の改正規定に限る。）、第四十條から第四十五條まで及び第四十六條（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第十九條の改正規定に限る。）の規定 平成三十年四月一日

五 第二条中地方税法第二十三條第一項及び第二項、第三十四條、第三十七條第一号イの表、第七十五條の二、第二百九十二條第一項及び第二項、第三百一十一條、第三百一十四條の二、第三百一十四條の六第一号イの表並びに第七百零五の二第二項の改正規定並びに同法附則第三條の三、第四條第七項第一号及び第十三項第一号、第四條の二第七項第一号及び第十三項第一号、第三十三條の二第三項第一号及び第七項第一号、第三十三條の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十三條の四第一号及び第八項第一号、第三十五條第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の二第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の三の二、第三十五條の三の三、第三十五條の三の四第二項並びに第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定並びに附則第六條、第十六條、第三十二條（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三十四條、第三十八條（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四十條の規定 平成三十一年一月一日

六 第二条中地方税法第七十二條の四十八第三項及び第九項の改正規定並びに附則第八條の規定 平成三十二年四月一日

七 第一条中地方税法第五百八十六條第二項第一号の二の改正規定 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

八 第一条中地方税法附則第十五條に二項を加える改正規定（同条第四十五項に係る部分に限る。）、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

九 第一条中地方税法第七十二條の百一十一第二項の改正規定 関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

十 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号の改正規定（「第七項を除く。」の下に、「第四十二條の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」を加える部分に限る。）、及び同法第二百九十二條第一項第四号の改正規定（「第七項を除く。」の下に、「第四十二條の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」を加える部分に限る。）並びに同法附則第八條第四項

の改正規定（同項を同条第八項とする部分を除く。）、同条第三項の改正規定（同項を同条第七項とする部分を除く。）、及び同条第二項を同条第三項とし、同項の次に三項を加える改正規定（同条第五項及び第六項に係る部分に限る。）並びに附則第五條第九項及び第十項並びに第十五條第八項及び第九項の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

十一 第一条中地方税法附則第九條に二項を加える改正規定（同条第二十一項に係る部分に限る。）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

（第二次納税義務に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十一條の二の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に滞納となつた地方団体の徴収金について適用し、同日前に滞納となつてゐる地方団体の徴収金については、なお従前の例による。

（保全差押えに関する経過措置）

第三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前にされた同号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下「所得税法等改正法」という。）第十條の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号。以下「廃止前国税犯則取締法」という。）の規定による差押え又は留置は、同号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十六條の四第一項の規定の適用については、三十年新法第一章第十六節第一款の規定による差押え又は留置とみなす。

（犯罪事件の処分に関する経過措置）

第四条 三十年新法第一章第十六節第二款の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後にした行為に係る地方税に関する犯罪事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る地方税に関する犯罪事件の処分については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十五條第一項、第三十七條、第三十七條の二第一項及び第二項並びに第七百三十七條の二並びに附則第五條第一項、第五條の四の二第一項及び第四項、第五條の五第一項、第六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十三條の二第一項、第三十三條の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項（各号に係る部分に限る。）、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項及び第三項、第三十五條の二第一項、第三十五條の二の二第一項、第三十五條の四第一項並びに第四十五條第三項の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法附則第四條第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第十四項の規定は、道府県民税の納税義務者の同号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後である同号に規定する買換資産について適用し、道府県民税の納税義務者の第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第四條第一項第一号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日が施行日前である同号に規定する買換資産については、なお従前の例による。

4 新法附則第七條の四の規定は、施行日以後に新法第四十一條第一項の規定によりその例によることとされる新法第三百二十八條の五第二項に規定する納期限が到来する新法第五十條の二の規定により課する所得割に係る地方団体の徴収金について適用する。

5 施行日から附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日までの間における新法附則第七條の四の規定の適用については、同条中「指定都市」とあるのは「地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）とする。

第十二項	標準後期高齢者支援金等課税総額 (一般被保険者に係る標準後期高齢者支援金等課税総額)	一般被保険者に係る標準後期高齢者支援金等課税総額
第十二項第一号	後期高齢者支援金等	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等
第十二項第二号口	国民健康保険法	国民健康保険法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法
第十四項	後期高齢者支援金等課税額	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額
第十四項	当該	一般被保険者である
第十四項	その	納税義務者の
第十四項	被保険者につき	一般被保険者につき
第十四項	とする	とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。
第十五項及び第十六項	被保険者	一般被保険者
第十五項及び第十六項	後期高齢者支援金等課税額を	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額を
第十七項	被保険者の	一般被保険者の
第十八項第一号	被保険者	一般被保険者
第十九項	の後期高齢者支援金等課税額	又は附則第三十八条の二第五項の後期高齢者支援金等課税額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第十四項の後期高齢者支援金等課税額と同条第五項の後期高齢者支援金等課税額との合算額)
第二十項第二号口	国民健康保険法	国民健康保険法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法
第二十八項	第十四項	第十一項、第十四項、第十九項
第二十八項	及びその世帯に属する被保険者	一般被保険者である納税義務者及び納税義務者の世帯に属する一般被保険者
第二十八項	の世帯に属する被保険者(	当該納税義務者の世帯に属する一般被保険者)
第二十二項中	第二十二項中	第十一項及び第十九項中「一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の者のうち一般被保険者」と、第二十二項中

附則第三十八条の二第一項中「同条に規定する退職被保険者等所属市町村(以下この条において「退職者所属市町村」という。))を「退職者所属市町村」に「うち前条を「うち同条」に、「前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第四項の表の上欄」を「第七百三条の四第四項各号」に、「世帯主及びその」を「納税義務者及び納税義務者の」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「同条第四項」を「同条第四項各号」に改め、同条第三項を次のように改める。		
3 第一項の資産割額は、当該退職被保険者等に係る前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第四項に規定する固定資産税額等(以下この項及び第七項において「固定資産税額等」という。))に、同条第四項第一号の資産割額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る固定資産税額等の合算額で除して得た率を乗じて算定する。		
附則第三十八条の二第五項中「同条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十三項の表の上欄」を「第七百三条の四第十三項各号」に、「世帯主及びその」を「納税義務者及び納税義務者の」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第六項中「前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十三項各号」を「第七百三条の四第十三項各号」に改め、同条第七項中「固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額」を「固定資産税額等」に、「前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十三項」を「第七百三条の四第十三項第一号」に改め、同条第九項中「世帯主及びその」を「納税義務者及び納税義務者の」に、「その」を「当該納税義務者の」に改め、「一般被保険者」を削る。		
附則第三十八条の三を次のように改める。		
(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)		
第三十八条の三 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第七百三条の四第四項、第二項及び第七百三十三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第一項第一号	及び同法	同法
第二項第一号	並びに	及び同法の規定による病床転換支援金等(次項及び第十二項第一号において「病床転換支援金等」という。)並びに
第二項第二号及び第三項第一号	の納付に要する費用に	病床転換支援金等並びに介護納付金及び病床転換支援金等の納付に要する費用に

(航空機燃料費と税法の一部改正)
第三條 航空機燃料費と税法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方税法第七十二条の四十八、第七十二条の五十四、第七十二条の六十三の四第一項及び第二項並びに第三百四十九条の三第一項の改正規定並びに同法附則第九条の二及び第九条の二の二第一項の改正規定並びに同法附則第九条の三を削り、同法附則第九条の三の二を同法附則第九条の三とする改正規定並びに附則第七條第五項及び第七項並びに第四十六條(第四号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日
二 第一条中地方税法第七十二条の六第二項及び第七十二条の二の二第八項の改正規定、同法第七十二条の二十六の改正規定(同条第二項及び第四項に係る部分を除く。))並びに同法第七十二条の四十三第四項の改正規定並びに同法附則第四十一條第二項の改正規定並びに附則第七條第二項及び第三項の規定 平成二十九年十月一日

第七百三十三條の第四十四項中「前項の表の上欄」を「前項各号」に、「被保険者である世帯主」を「当該納税義務者」に改め、同条第十五項中「第十三項」を「第十三項各号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前項、この項本文、次項本文、第十七項及び第十八項の規定に基づき前項の後期高齢者支援金等課税額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等課税額が第十九項の規定に基づき定められる当該後期高齢者支援金等課税額の限度額（次項ただし書において「後期高齢者支援金等課税限度額」という。）を上回ることを確実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

第七百三十三條の第四十六項を次のように改める。

第十四項の資産割額は、第十三項第一号の資産割額を固定資産税額等に按分して算定する。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第十四項、前項本文、この項本文、次項及び第十八項の規定に基づき第十四項の後期高齢者支援金等課税額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等課税額が後期高齢者支援金等課税限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

第七百三十三條の第四十七項中「第十三項」を「第十三項各号」に改め、同条第十八項第一号中「第十三項」を「第十三項第一号及び第二号」に改め、同条第二十項及び第二十一項を次のように改める。

20 国民健康保険税の標準介護納付金課税総額（次条に規定する基準に従いこの条の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む。次項及び第二十二項において「標準介護納付金課税総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。ただし、第七百三十七條の規定による国民健康保険税の減免を行う場合には、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額とすることができ

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号イ及びロにおいて同じ。）の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 国民健康保険法第七十五條の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限り。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限り。）の額

ロ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用を除く。）の額

三 当該年度における第七百三十七條の規定による介護納付金課税額の減免の額の総額

21 標準介護納付金課税総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。

一 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額

二 所得割総額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額

三 所得割総額及び被保険者均等割額の合計額

当該介護納付金課税額の限度額（次項ただし書において「介護納付金課税限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

第七百三十三條の第四十四項中「第二十一項」を「第二十一項第一号」に、「固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額」を「固定資産税額等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該市町村における介護納付金課税被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第二十二項、前項本文、この項本文、次項及び第二十六項の規定に基づき第二十二項の介護納付金課税額を算定するものとしたならば、当該介護納付金課税額が介護納付金課税限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

第七百三十三條の第四十五項中「第二十一項」を「第二十一項各号」に改め、同条第二十六項中「第二十一項」を「第二十一項第一号及び第二号」に改め、同条第二十八項中「国民健康保険の被保険者である」を「被保険者である」に、「国民健康保険の被保険者が」を「被保険者が」に、「において」を「には」に、「において」を「に」に、「及び」を「及び」に、「第十四項及び第二十二項」を「これらの規定中「被保険者である世帯主」を「第五項及び第十四項中」に、「その世帯に属する被保険者」を「その世帯に属する被保険者」に改め、「の規定の適用については、同項」及び「国民健康保険の被保険者のうち介護納付金課税被保険者」に改め、「の規定の適用については、同項」及び「国民健康保険の被保険者のうち介護納付金課税被保険者」とあるのは「その」を「納税義務者及び納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者」とあるのは「当該納税義務者の」に改める。

第七百三十三條の五中「である世帯主」及び「国民健康保険の」を削り、「同様とする」を「同じ」に、「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改める。

第七百三十三條の五の二第一項中「である世帯主」及び「国民健康保険の」を削り、「第七百三十三條の四及び」を「第七百三十三條の四第六項及び」に、「第七百三十三條の四第六項」を「同項」に、「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に、「前条中」を「同条中」に改め、同条第二項中「国民健康保険の」を削る。

第七百六十六條第一項中「条例の」を「条例で」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「国民健康保険の」を削り、「場合においては」を「場合には」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第七百六十八條の五第一項中「国民健康保険の」を削り、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七百四十六條を次のように改める。

第七百四十六條 削除

第七百四十七條中「指定日前における前条第二項及び第三項の規定により道府県知事等がした行為は第四百三十八條及び第四百四十條の規定により当該市の長等がした行為」とを削る。

附則第三條の三第三項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項、第四項及び第五項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第四條第七項第一号中「第二十三條第一項第七号、第八号」を「第二十三條第一項（第七号から第九号まで）」に、「第二十四條の五第一項第二号、第三十四條第一項第十号の二」を「第二十四條の五（第二号に係る部分に限る。）、第三十四條第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改め、同条第十三項第一号中「第二百九十二條第一項第七号、第八号」を「第二百九十二條第一項（第七号から第九号まで）」に、「第二百九十五條第一項第二号」を「第二百九十五條第一項（第二号に係る部分に限る。）」に、「第二百九十四條の二」を「第二百九十四條の二（第二号に係る部分に限る。）」に改める。

に改め、同条第十六項中「第十五条の三」を「第十五条の三の二」に改める。

押え、第三十二條の第四項に規定する記録命令付差押えに「差押えを」に改め、同条第三項中「差押えを」に改め、同条第四

とし、同条第三十九項中「国土交通大臣又は」を「国土交通大臣若しくは」に改め、「洪水浸水想定区域」の下に、「同法第十四条の二第一項の規定により都道府県知事若しくは市町村長が指定する同項に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第十四条の三第一項の規定により都道府県知事が指定する同項に規定する高潮浸水想定区域」を、あるものに限り、以下この項において同じ」を加え、「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行の日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、「洪水時」の下に、「雨水出水時又は高潮時」を加え、「水防法」を「同法」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十項を削り、同条第四十一項を第三十八項とし、第四十二項から第四十五項までを三項ずつ繰り上げ、同条第四十六項中「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に、「第四十二條の四第六項第四号」を「第四十二條の四第八項第六号」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行の日」を「平成二十九年四月一日」に改め、「に該当する機械及び装置」の下に、「工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第九項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。）（以下この項において「機械装置等」という。）を加え、「機械及び装置」を「機械装置等を」に、「機械及び装置」を「機械装置等」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条に次の二項を加える。

44 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間（以下この項において「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で建設費等決定するものを受けた者が児童福祉法第六条の三第二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、このうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育施設」という。）の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、補助開始対象期間内に最初に当該特定事業所内保育施設に係る政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（補助開始日が一月一日である場合には、同日）を課税期日とする年度から五年分（その者がその年度の初日の属する年の一月一日において補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合における当該年度及び補助開始日が一月一日である場合における同日を課税期日とする年度分）に限り、固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内で市町村の条例で定める割合（当該固定資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

45 都市緑地法第六十九條第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十條第一号に掲げる業務を行うものに限る。）が都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に都市緑地法第六十三條に規定する認定計画に基づき設置した同法第五十五條第一項に規定する市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の一月一日（当該設置した日が一月一日である場合には、同日）を課税期日とする年度から三年分（固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする）。

附則第十五条の二第二項中「平成二十八年年度分」を「平成二十八年年度から平成三十三年年度までの各年度分」に、「第三十五項」を「第三十四項」に改める。
附則第十五条の三中「平成二十八年年度分」を「平成二十八年年度から平成三十三年年度までの各年度分」に改める。

附則第十五条の三の次に次の一条を加える。

第十五条の三の二 附則第十五条から前条までの規定の適用を受ける償却資産に関する説替へ
九条の三の四の規定の適用がある場合における同条の規定の適用については、同条中「第三百四十九条の三」とあるのは、「第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三まで」と、「同条」とあるのは、「これら」とする。

附則第十五条の四「前三条」を「附則第十五条から第十五条の三まで」に改める。

附則第十五条の五「第十五条の三」を「第十五条の三の二」に改める。

附則第十五条の六第一項中「専有部分のうち」を「建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分（以下この条から附則第十五条の九の二までにおいて「専有部分」という。）のうち」に、「次条」を「次条並びに」に、「附則第十五条の九第一項」を「第五項、第十五条の九第一項並びに第十五条の九の二第一項」に改める。

附則第十五条の七第一項中「この条」の下に「及び附則第十五条の九の二」を加える。

附則第十五条の八第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「において」を「には」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 市町村は、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサード入付高齢者向け住宅である貸家住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、前条第二項又は前項若しくは次項の規定の適用がある場合を除き、当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年分（固定資産税に限り、当該貸家住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る貸家住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅（専ら住居として貸家の用に供された部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅に居るとあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする）の三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から減額するものとする）。

5 市町村は、平成十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律百七十五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（同法百七十五号第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に該当する同項第二号に掲げる者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年分（固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額し、当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする）。

附則第十五条の九第一項中「のうち」を「のうち」に、「この項及び次項並びに次条第一項及び第二項」を「この条から附則第十五条の十まで」に、「もので」を「ものであつて、」に改め、「場合」に「つては」を「場合には」に、「第七条第二号又は第三号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物」を「第五条第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法七条第二号又は第三号に

六項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）を、「もの（次項）の下に「から第六項まで」を加え、同項第五号中「除く」の下に「第五項第五号において同じ」を、「定めるもの」の下に「第五項第五号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）を加え、同条第五項中「前二項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

五 次に掲げる自動車に対する第四百七十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成二十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの

六 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第四百七十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（自動車税の賦課徴収の特例）
第十二条の四 道府県知事は、自動車税の賦課徴収に関し、自動車が前条第三項から第六項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第三項から第六項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるもの）をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

（自動車税の賦課徴収の特例）
第十二条の四 道府県知事は、自動車税の賦課徴収に関し、自動車が前条第三項から第六項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第三項から第六項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるもの）をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 道府県知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第四百九十九条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に關する規定（第五百二十二条から第五百四十四条までの規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定の適用がある場合における第十七条の五第三項、第十八条第一項及び第六十三條第一項の規定の適用については、第十七条の五第三項中「三年」とあるのは「七年」と、第十八条第一項中「五年間」とあるのは「七年間」と、第六十三條第一項中「納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下自動車税について同様とする」とあるのは「（附則第十二条の四第二項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。）とする。

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車税に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第十四条第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。
附則第十五条第二項第二号中「第十條第六項第四号」を「第十條第八項第五号」に、第四十二條の四第二項を「第四十二條の四第三項」に、「第六十八條の九第六項第四号」を「第六十八條の九第八項第五号」に改め、同条第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「総務省令で定めるものに水素」を「内燃機関を有しないものに水素」に、「平成二十三年改正法の施行の日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二十九條の四を「平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて、同条第十四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「高齢者、身体障害者等」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に關する法律第二條第一号に規定する高齢者、障害者等」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「において」を「には」に改め、同条第十六項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「の価格」を「に係る固定資産税の課税標準となるべき価格」に改め、同条第十八項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「には」を「五分の三」に改め、同条第二十一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第二十六項中「平成二十八年度」を「平成三十年度」に改め、同条第二十七項を削り、同条第二十八項中「の」の規定により「同条第二十二項に規定する」を加え、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第二十七項とし、同条第二十九項中「第四十三項」を「第四十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項を同条第二十九項とし、同条第三十一項を同条第三十項とし、同条第三十二項を同条第三十一項とし、同条第三十三項第一号イ中「第六條第一項の規定（以下この項において「認定発電設備」という。）を受けた」を「第三十三項第五項に規定する認定発電設備（以下この項において「認定発電設備」という。）である」に改め、同号ロ及び同項第二号中「認定を受けた」を「認定発電設備である」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項を削り、同条第三十七項中「第二條の二第一項」を「第二條の二第三項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項を同条第三十六項

第三百四十九条の五第一項中「本項」を「この項」に、「総称する」を「いう」に、「こえる」を「超える」に、「本条及び」を「この条及び」に、「においては」を「には」に、「本条において」を「このにおいて」に、「が同表の下欄」を「が同欄」に改め、「第三百四十九条の三」の下に「項及び次項において」に、「が同表の下欄」を「が同欄」に改め、「第三百四十九条の三」の下に

参考

(抜 粋)

地方税法及び航空機燃料費と税法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十号

地方税法及び航空機燃料費と税法の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二の見出し中「無限責任社員」を「合名会社等の社員」に改め、同条中「又は合資会社」を「若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人」に改め、「合資会社」の下に「及び監査法人」を加える。

第十七条の六第二項中「第二条第十二号の六に」を「第二条第十二号の五の二に」に、「同条第十二号の六に」を「同条第十二号の五の二に」に、「同条第十二号の五の二に」を「同条第十二号の五の二に」に、「同条第十二号の五の二に」を「同条第十二号の五の二に」に改める。

第二十三条第一項第四号中「によつて」を「により」に改め、「第七項を除く。」の下に「第四十二条の十一の三(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)」を加え、第四十二条の十二の四を「第四十二条の十二の五」に改め、同項第四号の三中「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の六」に改め、同項第四号の四中「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に、「又は第六十八条の十五の四第五項」を「第六十八条の十五の四第五項又は第六十八条の十五の五第五項」に改め、同条第四項中「第二款第三目」を「次款第三目」に、「においては」を「には」に改める。

第三十二条第十三項中「第四十五条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において)を「特定配当等申告書(二)に」もの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第四十五条の二第一項の規定による申告書

二 第四十五条の三第一項の規定による確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第三十二条第十五項中「第四十五条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において)を「特定株式等譲渡所得金額申告書(二)に」もの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第四十五条の二第一項の規定による申告書

二 第四十五条の三第一項の規定による確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)